

新城市地球温暖化防止実行計画

(第2次計画)

～ 職員一人ひとりの率先行動 ～

新 城 市

平成23年4月

目 次

第1章 計画策定の背景	3
1 地球温暖化問題の顕在化	3
(1) 地球温暖化の仕組み	3
(2) 地球温暖化による影響	3
2 国際的な動向と日本の対応	4
3 新都市の取り組み	5
第2章 計画の基本的事項	6
1 計画の目的	6
2 計画の期間	6
3 計画の対象範囲	6
(1) 対象とする事務事業の範囲	6
(2) 対象となる温室効果ガスの種類	6
第3章 温室効果ガス排出量の推移	8
1 温室効果ガス排出量の推移	8
2 発生源別の温室効果ガス排出量	8
3 二酸化炭素排出量が多い施設	10
第4章 温室効果ガス総排出量の削減目標	11
1 温室効果ガス排出抑制のための取り組みに対する基本的な考え方	11
2 温室効果ガス排出量に関する目標	11
(1) 区分の設定	11
(2) 目標とする削減値	11
(3) 取り組み	12
①市が独自で取り組むことができる分野	12
(ア) 電力の使用に関する取り組み	12
◇照明器具の適正使用	
◇OA 機器等電化製品の適正使用	
◇空調機器の適正使用	
◇その他	
(イ) 公用車の使用等に関する取り組み	13
◇公共交通機関及び自転車利用	
◇エコドライブの実施	
◇環境配慮型公用車の導入等	
◇通勤自動車の使用	
(ウ) 用紙類の使用に関する取り組み	13
◇用紙使用量の抑制	
◇印刷物の発行	
(エ) 物品購入、公共工事に関する取り組み	14
(オ) 上水の使用に関する取り組み	14

(カ) 庁舎等における廃棄物の減量に関する取り組み	14
(キ) その他の取り組み	14
②一般廃棄物の焼却に伴う分野	15
③上下水道事業に伴う分野	15
④指定管理者等による誘客施設の管理に伴う分野	15
2 エネルギーの供給に関する目標	15
第5章 計画の推進体制と実施状況の点検	16
1 基本的考え方	16
2 職員に対する研修等	17
3 点検・評価	17
(1) 温室効果ガス排出状況の把握	17
(2) 実施状況の公表等	17
(3) 計画の見直し	17

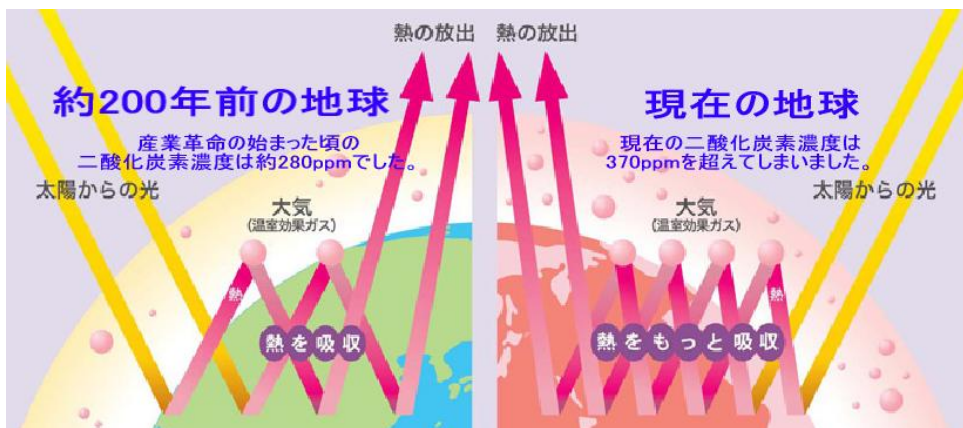
第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化問題の顕在化

(1) 地球温暖化の仕組み

地球は、太陽の放射するエネルギーを受けて暖められ、その一部を宇宙空間へと放出している。このエネルギー収支が均衡している状態では地球の温度は15℃前後と、生物が生息するために適した環境に保たれてきた。

しかし、化石燃料を大量に燃焼させるなど人間の経済活動により大気中の温室効果ガスの濃度が上昇し、宇宙空間へのエネルギー放出が妨げられると、地表の温度が上昇することになる。生態系などをはじめとする人類の生存基盤に多大な影響を及ぼしているこの気候の変化が「地球温暖化問題」である。

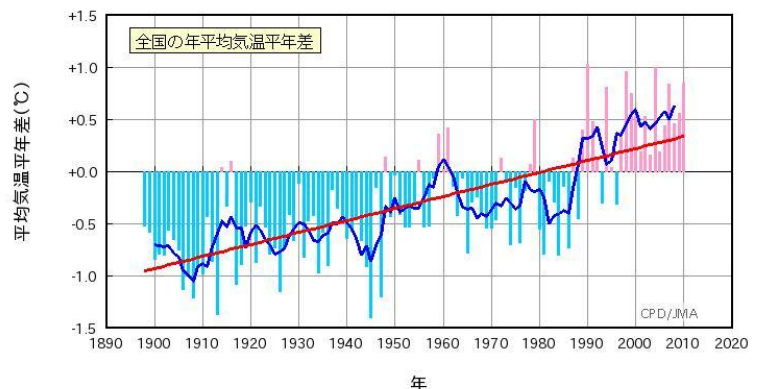


(資料：全国地球温暖化防止活動推進センター)

(2) 地球温暖化による影響

18世紀の産業革命以降、化石燃料の大量使用により二酸化炭素の排出量は急激に増加している。そのため地球の気温は徐々に上昇する傾向にあり、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）第4次報告書では過去100年間に0.74℃も上昇していることが報告された。今後、21世紀末には1990年（平成2年）と比べて1.1～6.4℃も上昇すると予測されている。一般に地球規模で温暖化が進むことにより、

- ① 海水面の上昇と陸地の減少
- ② 豪雨や干ばつなど異常気象の増加
- ③ 生態系への影響
- ④ 砂漠化の進行
- ⑤ 農業生産や水資源への影響
- ⑥ マラリアなどの熱帯性感染症の発生増加と発生域の北上が懸念されており、それが徐々に現実のものとなっている。



(資料：気象庁 日本の年平均気温の年々差の経年変化(2009年度版))

2 国際的な動向と日本の対応

1988年（昭和63年）に設立された「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」の報告などにより、気候変動に対する国際的な取り組みの必要性が認識され、1991年（平成3年）から始まった国際交渉の結果、1992年にブラジル・リオデジャネイロで開催された地球サミット（国連環境開発会議）において155ヶ国が「気候変動に関する国際連合枠組条約」に署名、1994年同条約が発効した。

本条約に基づき、具体的な排出規制等が気候変動枠組条約締約国会議（COP）の場で検討され、1997年に京都で開催された第3回会議（COP3）において、先進国の温室効果ガス排出量に関する法的拘束力のある数値約束を盛り込んだ京都議定書が採択された。

この会議を受け日本では1998年（平成10年）10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「地球温暖化対策推進法」という。）」が公布、翌年（平成11年）4月から施行され、温室効果ガス削減のための取り組みが行われることとなった。

さらに2005年（平成17年）2月にはロシアの批准により議定書が発効し、全世界で新エネルギーの普及など温室効果ガスの削減に向けての取り組みが積極的に進められている。

これに伴い日本は、1990年（平成2年）を基準年として、2008年～2012年（平成20年～平成24年）までに温室効果ガス6%削減を世界に約束し、この目標達成のため、省エネ活動の推進や新エネの普及促進を始めとし、自然エネルギーの普及、森林の整備・保全、住宅・ビルなどの省エネ化を進めていくための環境税の導入など様々な温室効果ガス排出削減のための取り組みが進められている。

2007年（平成19年）6月にドイツのハイリゲンダムで開催された第33回主要国首脳会議では気候変動が大きなテーマとなり、その結果、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減することなどを真剣に検討することでG8首脳の合意が得られた。そして10月には、アル・ゴア前米副大統領と、各国の科学者らで構成する国連組織のIPCCにノーベル平和賞が授与された。これは、これまでの授賞理由だった「和平」「民主化」「軍縮」に加え、地球温暖化という「環境」問題も世界の安全保障にとって見逃せなくなってきたことを示したといえる。

2009年（平成21年）6月には、同年12月にデンマークのコペンハーゲンで開催されるCOP15（国連気候変動枠組条約第15回締約国会議）に先立ち、日本は「温室効果ガス削減における中期目標を2020年までに2005年比で15%削減」することを表明した。しかし、同年9月、政権交代により民主党内閣が誕生すると中期目標が更に高く掲げられ、ニューヨークで開催された国連気候変動サミットにおいて「温室効果ガス排出量を2020年までに1990年比で25%削減すること」を条件付きながらも世界に約束することになった。

そして、同年12月に開催されたCOP15では「ポスト京都議定書」の採択について先進国と途上国との間の意見調整が難航し「コペンハーゲン合意」の正式

採択は見送られた。しかしながら、地球温暖化に対する意識も世界的に高まり、危機感は国際社会で共有できたことにより、同合意に「留意する」との決定を行い閉幕した。

その後、日本においては一層の温暖化対策を進めるために、経済対策を含めたかたちで「エコカー減税」、「家電製品や住宅のエコポイント制度」などさまざまな政策を実施している。また、温暖化防止のための国民運動においても「チーム・マイナス6%」に変わる「チャレンジ25キャンペーン」を2010年（平成22年）1月から展開している。

その一方で、温室効果ガスの排出量の削減に関する中長期的な目標を設定し、地球温暖化対策の基本となる事項を定める「地球温暖化対策基本法案」は、早期成立が望まれ閣議決定はされるものの、政局の混乱、産業界の反発等により、未だ未成立の状況である。

3 新城市の取り組み

本市は2005年（平成17年）10月1日、3市町村の新設合併により誕生し、2008年（平成20年）3月には、行政運営の総合的な指針となる総合計画が策定され、同年10月、総合計画を環境面から後押しする計画として「新城市環境基本計画」が策定された。この計画は、まちづくりの基本理念である「新たな公共が導く市民自治社会の実現」を踏まえ、全て公募による市民委員により作られたものである。現在、この環境基本計画を達成するための課題の抽出及びその解決策を掲げる「しんしろアジェンダ21」を策定している途中である。

温暖化対策については、旧新城市において2004年（平成16年）12月から「地球温暖化防止地域推進計画」策定のために有識者との話し合いが、そして2005年（平成17年）2月から「しんしろ地球温暖化対策地域協議会」が設置され、いろいろな主体が協力していくための基礎づくりが行われてきた。

新市になってからは、従来の「環境消費型社会」から「環境育成型社会」へ転換することを目標に、様々な機会を通じ、「市民の気付きから行動へ、そして連携へ結びつけるための事業^{*}」を継続的に行っている。

事業^{*}

:「省エネナビ」や「燃費マネージャー」などのモニター制度、エコドライブ講習会の開催、緑のカーテン倶楽部などを実施している。



第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的

地球温暖化対策推進法では、温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、全ての者が自主的かつ積極的に温暖化を防止するという課題に取り組むことにより、地球温暖化対策の推進を図ることが求められている。

こうしたことから都道府県及び市町村に対し、温室効果ガス削減のための実行計画を策定し、計画内容や実施状況について公表することが義務づけられた。

この計画は、新城市役所が新城市内の一事業者として事務事業における環境負荷を低減し、温室効果ガスの排出抑制を実行・推進するために策定するものである。

2 計画の期間

前回の計画は、新市として初めて年間通して事務事業を行った「2006年度（平成18年度）」の実績をベースに、京都議定書に定める削減率、期間を考慮したものであった。しかし、今回の改定においては、日本が世界に掲げた中期目標を勘案した期間設定とする。

2006年度（平成18年度）の実績を基準とし、2009年度（平成21年度）から2020年度（平成32年度）までの12年間計画を期間とする。
ただし、目標の達成状況等を踏まえ、必要に応じて見直すものとする。

3 計画の対象範囲

(1) 対象とする事務事業の範囲

本市の全ての事務及び事業活動を対象とする。

ただし、温室効果ガス排出量の把握が困難なものについてもこの計画による取り組みの対象とするが、温室効果ガス排出実態調査の対象からは除外する。管理委託施設等（指定管理者による管理運営施設を含む。）と外郭団体に対しては、削減目標の対象から除外するが、地球温暖化防止対策のための取り組みについて、逐次、協力を要請していくものとする。

なお、この実行計画策定以降に新設、若しくは増改築する施設などの温室効果ガス排出量については次期計画見直し時に反映させるものとする。

(2) 対象となる温室効果ガスの種類

地球温暖化対策推進法に定められた温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄の6種類である。このうち、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄については、市の事務・事業からの排出量の把握が困難であることからこの計画の対象外とする。

温室効果ガスの種類

ガスの種類	人為的な発生源	市における算定対象
二酸化炭素 CO ₂	産業、民生、運輸部門などにおける燃料の燃焼に伴うものが全体の9割以上を占め、温暖化への影響が大きい。	<ul style="list-style-type: none"> ・ガソリン、軽油、灯油、A重油、LPGの使用量 ・電気使用量 ・一般廃棄物焼却量のうち廃プラスチックの焼却量
メタン CH ₄	稲作、家畜の腸内発酵などの農業部門から出るものが半分を占め、廃棄物の焼却や自動車の走行による排出ガスにも含まれる。	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の走行距離 ・一般廃棄物の焼却量
一酸化二窒素 N ₂ O	燃料の燃焼に伴うものが半分以上を占めるが工業プロセスや農業からの排出もある。自動車の排出ガスにも含まれる。	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の走行距離 ・一般廃棄物の焼却量
ハイドロフルオロカーボン HFC	エアゾール製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵庫の冷媒、断熱発泡剤などに使用されている。	<ul style="list-style-type: none"> ・カーエアコン使用時の排出量 (自動車保有台数)
パーフルオロカーボン PFC	半導体等製造用や電子部品などの不活性液体などとして使用されている。	※本市では対象外
六フッ化硫黄 SF ₆	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体等製造用などとして使用されている。	※本市では対象外

* 一般廃棄物焼却のうち、二酸化炭素排出量においては廃プラスチック類の焼却に関わるもののみを計上する。これは、生ごみや紙くず等の生物体起源の廃棄物を焼却することにより発生する二酸化炭素は、植物により吸収されていたものが再び排出されるものと捉え、国際的な取り決めにより排出量に含めないこととされていることによるものである。

(出典 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体の事務及び事業に係る温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン)



第3章 温室効果ガス排出量の推移

1 温室効果ガス排出量の推移

基準年となる平成18年度及び平成19～21年度の事務事業に伴う温室効果ガスの排出量を示す（削減状況を的確に評価するため、排出係数については第1次温暖化対策実行計画の値を用いる。）。

なお、ここでは、市役所施設全体の数値把握のため、対象外としている指定管理者等による誘客施設についても含む数値を示す。

排出係数：0.555

	平成18年度 (基準年)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成24年度 (目標)
温室効果ガス 排出量(t-CO ₂)	23,887	22,582	19,434	22,726	22,453
前年度比(%)	—	▲ 5.5	▲ 13.9	16.9	—
基準年度比(%)	0.0	▲ 5.5	▲ 18.6	▲ 4.9	▲ 6.0

図表1 平成18年度から平成21年度の事務事業に伴う温室効果ガスと平成24年度目標

第1次地球温暖化防止実行計画では、温室効果ガス排出量を平成24年度までに平成18年度比で6%削減すると目標を掲げていたが、取り組み開始後3年目である平成20年度に目標数値は達成された。しかし、平成21年度実績においては前年度比16.9%増となり、目標値を再び割り込んでしまった。これは電気使用量の増加とA重油の使用量の増加が要因である。

※平成18年度から平成21年度までの「活動別排出量詳細」は巻末資料として添付する。

2 発生源別の温室効果ガス排出量

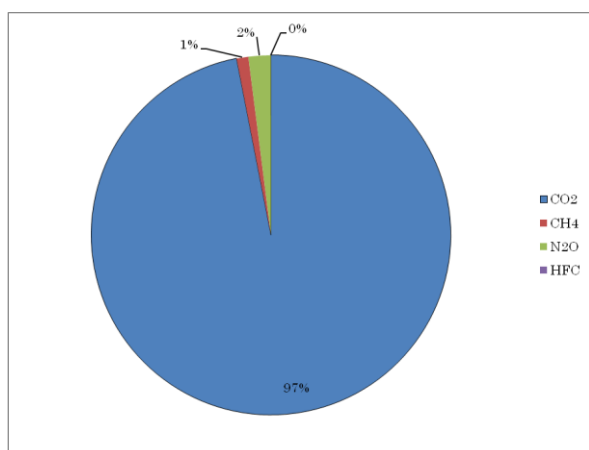
項目	平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成18年度と平成21年度の比較		
	排出量 (t-CO ₂)	排出量 (t-CO ₂)	構成比	排出量 (t-CO ₂)	構成比	排出量 (t-CO ₂)	構成比	増減量 (t-CO ₂)	増減率 (%)		
CO ₂	燃料の使用	ガソリン	246.5	165.8	0.76	270.6	1.44	273.9	1.24	27.4	111.1
		灯油	638.7	662.2	3.02	660.5	3.52	424.8	1.93	△ 213.9	66.5
		軽油	265.8	246.2	1.12	318.2	1.70	229.6	1.04	△ 36.2	86.4
		A重油	1,689.5	945.7	4.32	1,432.6	7.64	2,419.2	10.98	729.7	143.2
		LPG	202.7	450.4	2.06	199.7	1.06	187.0	0.85	△ 15.7	92.2
	電気の使用	12,181.0	11,665.6	53.28	9,039.6	48.21	11,702.2	53.12	△ 478.8	96.1	
	廃プラスチックの焼却	7,960.6	7,760.6	35.44	6,827.5	36.42	6,792.1	30.83	△ 1,168.5	85.3	
小計	23,184.8	21,896.5	100.00	18,748.7	100.00	22,028.9	100.00	△ 1,156.0	95.0		
CH ₄	自動車の走行	0.5	0.4	0.16	0.4	0.15	0.5	0.21	0.0	100.0	
	一般廃棄物焼却	0.3	0.3	0.11	0.3	0.11	0.3	0.11	0.0	100.0	
	下水	し尿処理	14.6	15.5	6.42	15.6	6.28	15.1	6.30	0.5	103.4
		浄化槽	224.7	224.7	93.31	232.2	93.47	223.6	93.37	△ 1.1	99.5
小計	240.1	240.8	100.00	248.4	100.00	239.5	100.00	△ 0.6	99.8		
N ₂ O	笑気ガスの使用	74.4	55.8	12.63	55.8	12.85	74.4	16.34	0.0	100.0	
	自動車の走行	11.0	8.9	2.00	8.9	2.06	12.3	2.70	1.3	111.9	
	一般廃棄物の焼却	237.3	240.2	54.34	227.8	52.47	232.3	51.01	△ 5.0	97.9	
	下水	し尿処理	4.2	4.5	1.01	4.5	1.04	4.4	0.96	0.2	104.0
		浄化槽	132.7	132.7	30.02	137.1	31.58	132.1	28.99	△ 0.6	99.5
小計	459.6	442.0	100.00	434.2	100.00	455.5	100.00	△ 4.1	99.1		
HFC	自動車用エアコン	2.5	2.5	100.00	2.5	100.00	2.5	100.00	0.0	100.0	
小計	2.5	2.5	100.00	2.5	100.00	2.5	100.00	0.0	100.0		
合計	23,887.0	22,581.8		19,433.7		22,726.4		△ 1,160.7	95.1		

図表2 発生源別の温室効果ガス排出量 (t-CO₂)

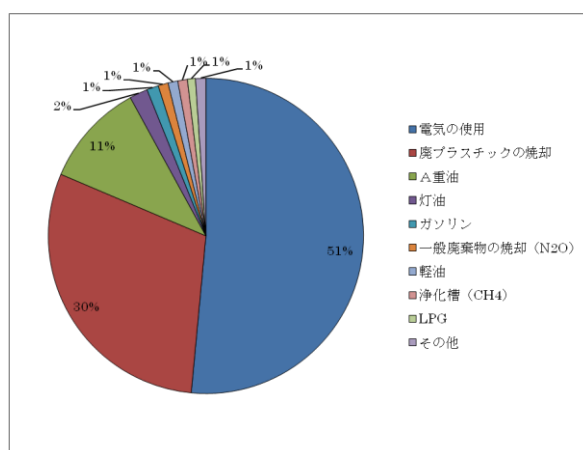
平成21年度の温室効果ガス排出量は22,726(t-CO₂)であり、平成18年度と比べて4.9%削減されている。温室効果ガスの構成ではCO₂の排出が一番高く、全体の96.9%を占めている。

温室効果ガスの発生源別内訳を見ると、電気の使用に伴うCO₂の排出が全体の51.5%を占め最大となっている。次いで、廃プラスチックの焼却によるCO₂の排出が29.9%を占めており、この2項目で全体の81.4%に上がっている。

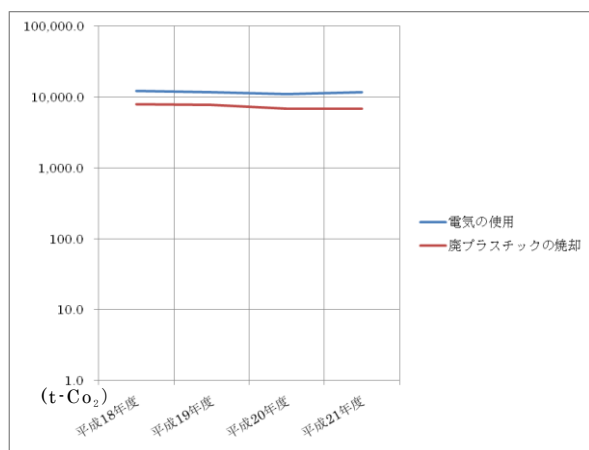
これは市施設の分散による電気使用量の増加が原因であると推測される。言い換えれば、このウィークポイントを改善することにより発生抑制効果はより大きくなるものとする。



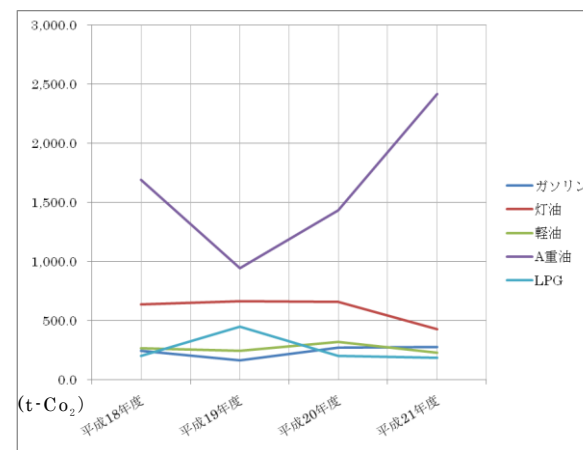
図表3 平成21年度温室効果ガスの構成



図表4 平成21年度発生源別内訳



図表5 発生源別二酸化炭素排出量の経年変化グラフ (電気の使用、廃プラスチックの焼却)



図表6 発生源別二酸化炭素排出量の経年変化グラフ (ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPG)

3 二酸化炭素排出量が多い施設

二酸化炭素排出量が年間 100t-CO₂ を超える施設は、次のとおりである。
これらの施設における排出源を把握し、その対策を講じていくことが、効率的な温室効果ガスの排出抑制につながるものとする。

※クリーンセンターは、廃プラスチック、合成繊維の焼却による CO₂ を含む。

施設名	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	施設名	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)
クリーンセンター	6 7 4 0 . 0	杉山ポンプ場	2 2 6 . 7
市民病院	2 6 9 9 . 4	高齢者福祉センター	2 2 1 . 1
鳳来ゆ〜ゆ〜ありいな	1 0 8 1 . 7	中央浄水場	2 1 8 . 8
湯谷温泉配湯所	7 1 9 . 9	八名井ポンプ場	2 1 3 . 2
鯉淵取水場	5 3 6 . 0	北部第 1 浄水場	1 6 1 . 2
新城地域文化広場	5 2 6 . 9	鳳来総合支所庁舎 (開発センター含)	1 6 0 . 9
桜淵水道監視センター	4 4 7 . 9	作手総合支所庁舎	1 2 8 . 0
川田受水場	4 1 2 . 2	高里集排処理場	1 2 4 . 6
清掃センター	3 2 8 . 9	消防本部庁舎	1 1 7 . 3
しんしろ斎苑	2 4 2 . 2	しんしろ福祉会館	1 0 2 . 3
山びこの丘	2 3 3 . 6	千郷小学校	1 0 2 . 0
本庁舎・東庁舎・第 2 庁舎	2 3 2 . 1		

図表 7 二酸化炭素排出量が 100 t を超える施設

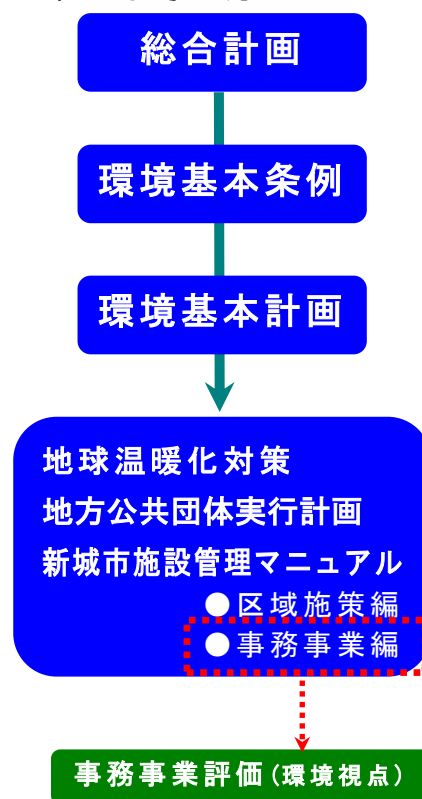
第4章 温室効果ガス総排出量の削減目標

1 温室効果ガス排出抑制のための取り組みに対する基本的な考え方

この実行計画は、地球温暖化対策推進法に基づく「市の実行計画」であるとともに、総合計画や環境基本計画における将来ビジョンの実現に向けた取り組みのひとつである。

よって、市自らの活動が環境に与える負荷を少しでも軽減しなければならないことを認識し、温室効果ガスの排出削減目標の達成と、環境に対する負荷の軽減を実現するために市の事務・事業から直接排出される温室効果ガスとして算定される対象項目だけでなく、コピー用紙使用量の削減や環境に配慮した製品の購入（グリーン購入）の推進なども盛り込み、具体的な取り組みを推進していくものとする。

また、省エネ法改正に伴い作成する管理マニュアルに、エネルギーの計測、記録、保守、点検について定め、市施設の管理をしていく。



2 温室効果ガス排出量に関する目標

市では、この実行計画における温室効果ガスの削減目標を達成するため、次のとおり環境保全項目を定め事務・事業における環境への負荷を低減し、定期的な見直しを加えながら、継続的な改善に努めるものとする。

(1) 区分の設定

温室効果ガス排出量を削減していくにあたっては様々な目標設定の方法があるが、本市においては下記のとおり、活動の区分を設け、削減目標を立てていくこととする。

◎活動の区分

〈積極的に削減に取り組める分野として〉

- ①市が独自に取り組むことのできる分野
- ②一般廃棄物の焼却に伴う分野
- ③上下水道事業に伴う分野

〈削減目標値の対象としないが誘客目的施設のため極力削減に取り組んでいく分野として〉

- ④指定管理者等による誘客施設の管理に伴う分野

(2) 目標とする削減値

平成32年度までに基準年度（平成18年度）比で次のとおり削減する。

区分	平成18年度	平成21年度	平成32年度	削減率
市が独自で取り組むことのできる分野 (t-CO ₂)	8,278	7,069	16,464	25%
一般廃棄物の焼却に伴う分野 (t-CO ₂)	9,647	8,821		
上下水道事業に伴う分野 (t-CO ₂)	4,028	4,327		
合計 (t-CO ₂)	21,953	20,217	16,464	—
指定管理者等による誘客施設の管理に伴う分野	1,934	2,509	—	—
指定管理者等による誘客施設の管理に伴う分野含む合計	23,887	22,726	—	—

図表8 取り組み分野別の平成32年度目標値

※網掛け部分は、削減目標に含まない。

(3) 取り組み

① 市が独自で取り組むことができる分野

(ア) 電力の使用に関する取り組み

◇照明器具の適正使用

- 更衣室、会議室、トイレ等不要な照明の消灯、時間外勤務時の不要部分の消灯等、こまめな消灯を徹底します。
- 業務に支障のない範囲で昼休みの消灯を実施します
- 不要な照明の間引きを実施します。
- 設置から10年以上経過している照明器具の安定器を計画的にインバータ方式のものに交換します。
- 可能な範囲で白熱電球をLED電球等により消費電力の少ないものへ切り替えをします。

◇OA機器等電化製品の適正使用

- パソコンの低電力モードを活用します。
- 業務終了時、最終退出者は電源を落としても支障のないOA機器や電化製品の電源を切ります。
- 休日の前日など電化製品を長時間使用しないときは、電源を落としても支障のないOA機器や電化製品の電源を切ります。
- OA機器や電化製品を購入する際は、国際エネルギースタープログラム適合商品や省エネルギー基準達成率の高いものを優先的に選択します。

◇空調機器の適正使用

- エコスタイル(クールビズ、ウォームビズ)での執務に取り組み、服装で体感温度の調節を図ります。
- 冷暖房温度の設定温度の適正化を図ります(室内全体の温度を冷房時には28℃を下回らないように、暖房時には19℃を上回らないように運転することを基準とする)。
- 会議室等の断続的に使用する場所の空調はこまめに電源を切ります。
- 扇風機と空調設備を併用し、空調効果を高めます。
- よしずや緑のカーテンにより窓からの日射を遮ります。

- ブラインドなどを活用し、空調効果を高めます。
- 屋上緑化や屋上面への遮熱塗料の塗付など屋上面の断熱性を向上させる方策を検討します(屋上緑化については屋根面の耐荷重や防根対策などに特に留意が必要)。
- 快適な気候の日は、窓や入口を開放するなどし、外気を取り入れます。
- 時間外勤務時は、少人数での空調機器の使用を極力控えます。
- ◇ その他
 - 職員のエレベーター、自動ドアの使用を自粛します。
 - ノー残業デー(毎週水曜日)を実施し、エネルギーの削減に努めます。
- (イ) 公用車の使用等に関する取り組み
 - ◇ 公共交通機関及び自転車利用
 - 公共交通機関の利用に努めます。
 - 1 km 以内は、できる限り徒歩又は自転車により移動します。
 - ◇ エコドライブの実施
 - 待機時のエンジン停止、不要なアイドリングの自粛、急発進・急加速の禁止等エコドライブを推進します。
 - 同一方向への出張は、相乗りに努めます。
 - 無駄な荷物は積まずに走行します。
 - タイヤの空気圧はこまめにチェックするなど適正な整備・点検を行います。
 - ◇ 環境配慮型公用車の導入等
 - 公用車の新規導入にあたっては、低燃費かつ低排出ガス認定車を導入するものとし、クリーンエネルギー車(ハイブリッド車、電気自動車など)の導入に努めます。
 - 燃費効率のよいタイヤを導入します。
 - 可能な範囲において、バイオディーゼル燃料の使用に努めます。
 - ◇ 通勤自動車の使用
 - できるだけ自動車通勤を自粛し、可能な職員には、徒歩、自転車、公共交通機関の利用による通勤を積極的に奨励します。
 - 自動車通勤の職員は、可能な職員に限り、月1回は自主的なノーマイカーデー及び乗り合いでの通勤に努めます。
- (ウ) 用紙類の使用に関する取り組み
 - ◇ 用紙使用量の抑制
 - 両面コピー・印刷や裏面の有効活用を図ります。
 - 庁内の連絡や周知文書にはメールや庁内LANを活用します。また、むやみに紙で打ち出しません。
 - 会議用配布資料をできる限り簡略化・共有化します(プロジェクターの併用等)。

- 再使用できる紙は可能な限り使用し、再使用できない紙はごみとして出さずリサイクルします。
- ◇ 印刷物の発行
 - 印刷物は発注部数を見直し、必要最小限の部数とします。
 - 外注による印刷物の発行においては、再生紙の利用を原則とし、可能な限り、古紙パルプ配合率や白色度等による総合評価値*の高いものを採用します。
- (エ) 物品購入、公共工事に関する取り組み
 - 物品購入や公共工事を行う際は、可能な範囲で、グリーン購入法に基づき、一定水準の環境性能を満たす製品やサービスの調達に努めます。さらに、経済的に可能な範囲内で環境配慮契約法に基づき、価格と環境性能を含めた総合評価による契約を行います。
 - 市施設の新設の際は、省エネ対策等に努めます。
- (オ) 上水の使用に関する取り組み
 - 雨水タンクを設置し、洗車や植木などの散水、打ち水などに利用します。
 - 水圧の調整や節水コマの取付け、トイレへの擬音装置の設置、2度流しの自粛などを実施します。
 - 節水を心がけ、水を出しっぱなしにしないようにします。
 - 定期的な水漏れ点検を徹底します。
 - 洗車は基本的にバケツを用いて行い、節水に努めます。
- (カ) 庁舎等における廃棄物の減量に関する取り組み
 - 使い捨て製品の購入や使用を極力自粛します。
 - 原則的にごみ箱は各セクション1つずつにします。
 - 購入物品の梱包はできるだけ簡素化するよう納入業者に依頼し、それでも発生してしまう梱包材は持ち帰り可能な限りの再資源化をお願いします。
 - 分別排出を徹底し、廃棄物の量を削減します。
 - 各職場で不要になった物品等の廃棄にあたっては、庁内LAN等を利用した情報提供を行い、再使用に努めます。
 - 各職場で管理している物品等について、貸出可能なものは、庁内LAN等を利用した情報提供を行い共有します。
 - 事務用機器類は、可能な限り修理して活用します。
 - 施設に設置された自販機等で購入したジュース等の容器及び庁外から持ち込んだジュース等の容器は、設置された回収箱等に入れ、職場のごみ箱に捨てません。
 - コピー機やプリンタ等のカートリッジ類は業者による回収を徹底します。

* 環境省ホームページ総合評価指標の評価例参照

- (キ) その他の取り組み
- ガス給湯器を必要以上に使用しないようにし、使用時ごとの点火を徹底します。
- ② 一般廃棄物の焼却に伴う分野
- 可燃ごみに含まれる廃プラスチック量を削減するため、レジ袋有料化実施店を増やします。
 - 3R【Reduce（排出抑制）→Reuse（再使用）→Recycle（再利用）】という考え方を、その順序が持つ意味とともに市民に浸透させます。
 - まだ使用ができて不要になった品物の情報を、広報や市のホームページを利用して情報提供を行う仕組みを構築し、排出抑制を図ります。
- ③ 上下水道事業に伴う分野
- ポンプ設備、処理設備の更新時には省電力設備の導入を図ります。
 - 設備の維持管理の効率化を図ります（温室効果ガスは施設老朽化により増加するため）。
- ④ 指定管理者等による誘客施設の管理に伴う分野
- 指定管理者等による誘客施設については、本実行計画の削減目標の対象としないが、サービス等に影響のない範囲で極力省エネルギーに取り組めます。

2 エネルギーの供給に関する目標

温室効果ガス排出量を削減するには、エネルギーを消費する側での取り組みはもちろん、供給する側での取り組みも必要である。

- 太陽光発電、小規模風力発電、太陽熱利用など再生可能エネルギーを利用した設備を率先導入します。
- 木質燃料の利用について検討します。



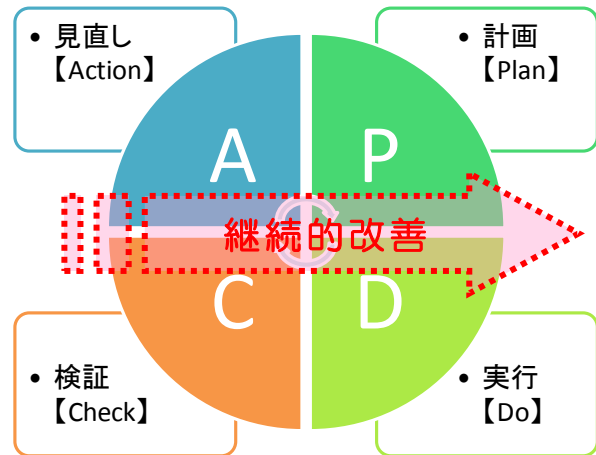
第5章 計画の推進体制と実施状況の点検

1 基本的考え方

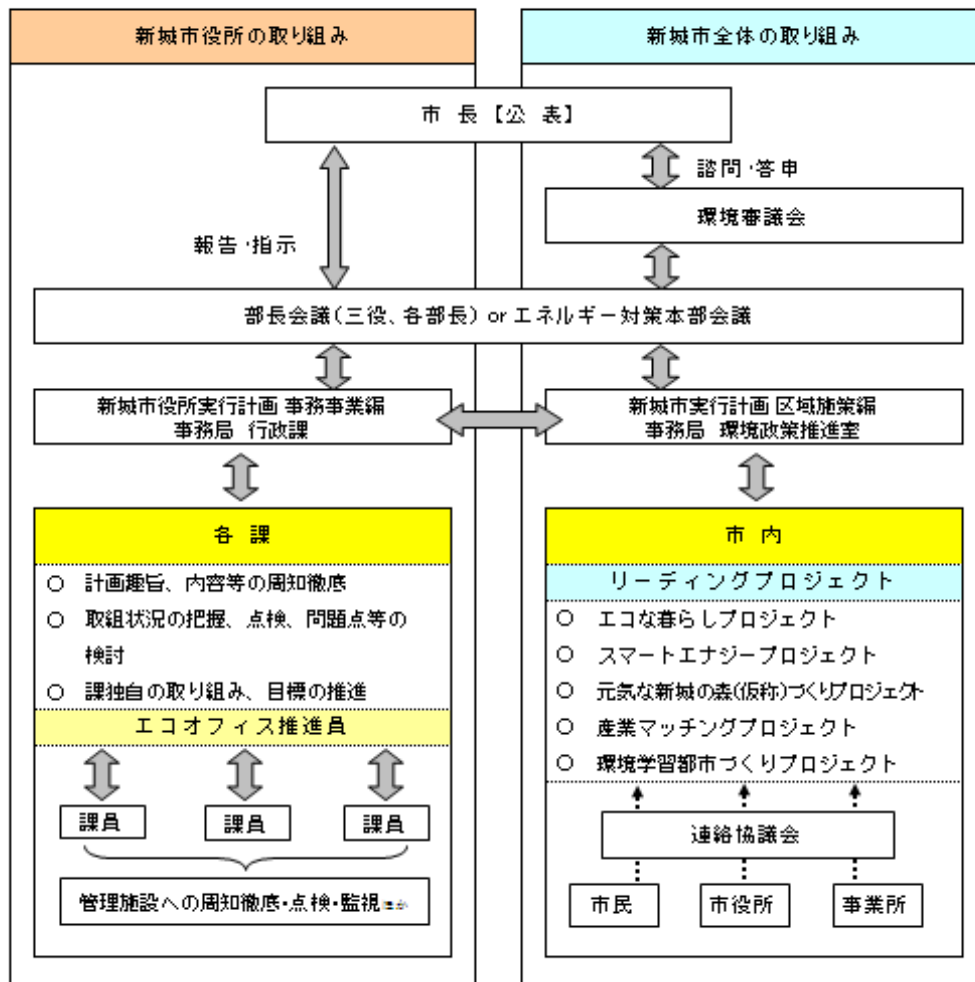
地球温暖化防止対策の推進のため、実行計画で定めた削減目標を達成するには、実行計画に掲げた取り組みを、全職員が自らの事務・事業を行う中で実践する必要がある。

運用の仕組みとして、環境マネジメントシステムの考え方を採り入れ、Plan〔計画〕・Do〔実施〕・Check〔点検〕・Action〔見直し〕のPDCAサイクルにより、継続的改善を図りながら推進していくこととする。

また、PDCAサイクルを継続的に運用し、職員一人ひとりの環境保全意識を高めながら取り組みを実践する。



地球温暖化対策地方公共団体実行計画推進体制



2 職員に対する研修等

地球温暖化対策地方公共団体実行計画事務事業編事務局（以下「事務事業編事務局」という。）は、地球温暖化対策地方公共団体実行計画区域施策編事務局と連携・協力し、職員を対象とした地球温暖化等の環境に関する研修を実施し、また、職員が地球温暖化防止に寄与する実践活動に関する啓発活動を行う。

- 両事務局は、地球温暖化問題に関すること及び防止対策に関わる情報等に関し、庁内 LAN 等を用いて職員に情報提供を行う。
- 両事務局は、省エネルギー活動など地球温暖化防止に寄与する職員からの提案・意見を聴き、施策の反映に努める。

3 点検・評価

(1) 温室効果ガス排出状況の把握

事務事業編事務局は、毎年度、事務・事業活動に伴い排出される温室効果ガスについて調査を実施し、状況を把握する。

(2) 実施状況の公表等

(ア) 事務事業編事務局は、実施状況の結果を取りまとめ、部長会議に報告するものとする。

(イ) 温室効果ガス排出状況や地球温暖化対策の進捗状況等について、毎年度発行する環境報告書や市のホームページにおいて公表する。

(3) 計画の見直し

地球温暖化を取り巻く社会情勢や本計画の運用管理の状況、点検・評価結果等を考慮し、必要に応じて本計画の見直しを行うものとする。